

各位

『歯科麻酔専門医』について

平成18年3月24日付けにて、厚生労働省より『歯科麻酔専門医』が認められ文末に示すような‘各都道府県医政主管（部）長宛ての通知文書’が送付されました。

認定医専門医協議会へ届けを出してから13ヶ月を要し、その間、幾つかのやり取りがあり、3月13日には専門医評価機構（医系）から歯科医師の分限に関わる疑義等への対応に追われましたが、皆様のご協力、ご支援を得ながら、歯科麻酔専門医と社会に告知できるようになりました。

しかし、このことはスタート地点に着いたというだけであって、歯科麻酔専門医の意義を社会に示し、足跡を遺していく‘本番’はこれからとなります。歯科医学会からは3月15日付けで、認定医・専門医の申請と更新に関する事項について厳正な遂行を求める文書が送られてきておりますが、本学会においても的確に対応していかなければなりません。

歯科麻酔専門医が社会に広く認知され、歯科麻酔専門医が社会に貢献が出来る行けますよう、どうか今後とも宜しくお願い申し上げます。

平成18年3月29日
有限責任中間法人 日本歯科麻酔学会
理事長 福島 和昭